

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 18 年 3 月 28 日

総 務 部

1 提案理由

国及び県の例に準じ、一般職の職員の給料表及び昇給制度を改めるとともに、旧玉山村職員に係る給料の減額措置の特例や地方自治法の改正に伴う調整手当の廃止及び地域手当の新設を行うほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の概要

① 給料表の改定について

国及び県の例に準じ、給料表の水準を全体として平均 4.8%引き下げるよう給料月額を改定するとともに、職務の級の一部統合や現行の号給を4分割するよう給料表の構成を改める。

全体2.6おと2000円/おと427万3000円

また、給料表の改定に伴う新給料表への移行に係る給料の切替に関して規定する。

② 昇給制度の改正について

職員の昇給について、現行年4回の昇給時期を年1回に統一する。

昇給の実施に当たっては、昇給期前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理職にあつては3号給）とする。ただし、55歳を超える職員の昇給の号給数は2号給とする。

また、職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

③ 調整手当の廃止及び地域手当の新設について

現行の調整手当に替えて、新たに地域手当を設け、東京事務所に勤務する職員及び医師に対し、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、それぞれ定める割合を乗じて得た額を支給する。

④ 旧玉山村職員に係る給料の減額措置について

旧玉山村職員に係る給料の減額措置の期間を、平成19年3月31日までとする。

3 施行期日等

平成 18 年 4 月 1 日。

ただし、給料の引き下げを段階的に実施するほか、新制度への移行を円滑に行うため、所要の経過措置を講ずる。